

移送費について

病気や怪我で移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的が必要があり、移送された場合は、移送費が現金給付として支給されます。

1. 支給の条件（保険適用の条件）

移送費の支給は、負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的な必要性があつて移送された場合に支給されるものです。

また、医療機関の設備的な特性を踏まえ、患者の転院する治療目的が保険診療として適切であること等についても前提となります。

このことから、次の3つの要件をいずれにも該当する場合に支給されます。

【A】移送の目的である療養が、保険診療として適切であること。

【B】患者が、療養の原因である病気やけがにより移動が困難であること。

【C】緊急・その他、やむを得ないこと。

【A】や【B】に該当していたとしても、【C】の要件だけでも該当しない場合は、支給対象外となります。

支給対象外 となる要因の一例

- ・患者の希望《私的理由》
- ・家族や看(介)護者の都合《自宅近くの病院への移送》
- ・緊急性がない
- ・入院治療中(後)、症状安定後の転院
- ・退院時の移送
- ・通院
- ・病院の車での移送《道路運送法上の事業許可がないため》

(裏面に続く)

《参考》

支給対象 となる一例

- ・ A病院入院中、肺結核の罹患が判明し、感染予防及び治療のため、結核病棟を備える他の病院へ転院した場合

《肺結核の感染拡大の可能性＝緊急・設備等》

- ・ 医師の指示で緊急に入院治療が必要な精神疾患の患者が、自宅で暴れるなど他者に危害を加える可能性があるような錯乱状態で、家族だけでの移送や、公共交通機関を利用できなかった場合。

《他者に危害を加える可能性＝やむを得ない》

- ・ 入院中に、緊急を要する手術（治療）が必要となったが、医療機関の設備的理由により、転院になった場合。

《緊急・設備的理由》

…など

2. 手続きの流れ

| | |
|--|--|
| <h3>1. 意見書</h3> | <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">意見書</div> |
| <p>医師に意見書を作成してもらおう。</p> <p>※特に「移送を必要とする理由欄」が<u>詳細</u>に記されているかを確認してください。</p> <p style="text-align: center;">(意見書には必ず医者^の署名・捺印が必要です)</p> | |
| ↓ | |
| <h3>2. 移送費用の領収書等</h3> | <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">領収書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">(明細書)</div> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送費用に関する領収書 <p>移送報告書等、「経路」や「所要時間」、「走行距離」「看護師等付添人の有無」等の明細が記載されたもの</p> | |
| ↓ | |
| <h3>4. 申請手続き</h3> | <p style="text-align: center;">持参するもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 5px;">意見書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 5px;">被保険者証</div> </div> <p style="text-align: center;">&</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 5px;">領収書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 5px;">金融機関 口座番号の 分かるもの</div> </div> <p style="text-align: center;">&</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 5px;">(明細書)</div> |
| <p>市役所にある『療養費支給申請書』(※)に必要事項を記入の上、「意見書」・「領収書」・「(明細書)」を添えて提出する。</p> <p>提出の際、『印鑑』と還付金受領のための『金融機関口座番号』も併せてお持ちください。</p> <p>申請から2ヵ月後の月末の、指定された金融機関口座へ支給されます。</p> | |

国民健康保険で、保険税に未納がある場合

※(保険税に未納のある場合は、口座へ振込支給できません。未納の保険税への充当について、支給時に(債権回収課で)相談させていただきます。)

※療養費を受ける権利は、被保険者が医療費等の代金を支払った日の翌日から起算して、2年を経過したときは、時効によって消滅します。(国民健康保険法第110条)

3. 支給額

神奈川県タクシー協会で定めた、法人タクシー運賃表をベースに、移送時間や距離から算出されます。

経路については、「必要な医療を行える最寄の医療機関」とされています。

実際に支払った料金が支給されるわけではありません。
(ただし、上限額は、実際に支払った額)

<受付窓口:お問い合わせ>
秦野市役所国保年金課
電話:0463-82-9613
受付時間:午前8時30分から午後5時00分まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く)